

プロポーザル実施要領

(趣旨)

第1条 「河川ドローン点検業務委託」の受託候補者をプロポーザル方式により特定する場合の手続等については、横浜市委託に関するプロポーザル実施取扱要綱に定めがあるもののほか、本要領に定めるものとする。

(実施の公表)

第2条 実施の公表にあたっては、本要領、提案書作成要領、提案書評価基準、業務説明資料及び特記仕様書により、次の各号に掲げる事項について明示するものとする。

- (1) 当該事業の概要
- (2) プロポーザルの手続き
- (3) プロポーザルの作成書式及び記載上の留意事項
- (4) プロポーザル評価委員会（以下、「評価委員会」という。）及び評価に関する事項
- (5) その他必要と認める事項

(提案書の内容)

第3条 提案書は、次の各号に掲げる事項について作成するものとし、様式などは別に定める。

- (1) 提案の妥当性
- (2) 精度確保及び実現性
- (3) 工程管理
- (4) 企業の履行能力
- (5) 市内企業の活用
- (6) 社会的課題に対する持続可能性
- (7) PRポイント

(評価)

第4条 プロポーザルを特定するための評価事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 提案の妥当性
 - (2) 精度確保及び実現性
 - (3) 工程管理
 - (4) 企業の履行能力
 - (5) 市内企業の活用
 - (6) 社会的課題に対する持続可能性
 - (7) PRポイント
 - (8) プレゼンテーション能力
- 2 評価にあたって、提案者にプレゼンテーションを求めるものとする。
 - 3 提案書の内容及びプレゼンテーションを基に評価委員会にて評価を行い、評価点が最も高い提案者を、受託候補者として下水道河川局第一入札参加資格審査・指名業者選定委員会（以下、「選定委員会」という。）において特定する。
 - 4 各提案者の評価結果については、その提案者に通知する。

(評価委員会)

第5条 評価委員会は、次の各号に定める事項について、その業務を行う。

- (1) 評価の着眼点、評価事項及びそのウエイト並びに評価基準の確認
 - (2) 提案書の評価
 - (3) プレゼンテーションの評価
 - (4) 評価の集計及び報告等
- 2 委員に委員長及び副委員長を置き、次のとおりとする。
- 委員長 下水道河川局マネジメント推進部長
副委員長 下水道河川局下水道施設部長
委員 下水道河川局総務部技術監理課長
下水道河川局マネジメント推進部マネジメント推進課長
下水道河川局下水道管路部管路保全課長
道路局建設部橋梁課長
旭区旭土木事務所副所長
- 3 委員長に事故等があり、欠けたときには、副委員長がその職務を代理する。
- 4 評価委員会は、委員の5分の4以上の出席がなければ開くことができない。
- 5 委員長は、評価結果を選定委員会に報告するものとする。
- 6 評価委員会は非公開とする。

(評価結果の審査)

第6条 選定委員会は、評価委員会から評価結果の報告があったときは、選定委員会において、次の事項について審査する。

- (1) 評価委員の採点が適正に行われたこと
- (2) 評価委員会の審議及び採点の集計等が適正に行われたこと
- (3) 評価結果に関し、必要事項以外に公表する事項の選定
- (4) 特定、非特定結果通知書に記載する理由
- (5) その他必要な事項

附 則

この要領は、令和6年12月13日から施行する。